

日本レスリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.japan-wrestling.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)、(2)及び(3)について】 (ア) 令和4年度3月31日付の理事会で承認し中長期基本計画を策定した。 (イ) 定款記載の目的達成に向け、組織運営の基本方針及び具体目標を定めた事業計画を策定のうえホームページ上で公表し、組織の運営指針としている。	「定款」 「中長期基本計画」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)、(2)及び(3)について】 (ア) (イ) 令和4年度3月31日付の理事会で承認し中長期基本計画を策定した。 (ウ) 人材育成の基本方針及び具体目標を定めた事業計画を策定のうえ、人材の採用及び育成の指針とする運用を行っている。☑	「中長期基本計画」
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 (ア) 令和4年度3月31日付の理事会で承認し中長期基本計画を策定した。 (イ) 会計年度毎に、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を策定し、ホームページにて公開している。これらの書類の策定を通して、財務に関する過去の実績を把握して収益と支出の比較分析を行い、財務の健全性を確保している。	「中長期基本計画」 「令和5年度 事業計画書」 「令和5年度 収支予算」 「令和4年度 収支報告書」 「令和4年度 事業報告書」
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)、(2)について】 (ア) 従前、外部理事の割合が約17%(5名)、女性理事の割合が17%(5名)であった。この点、割合が低い要因として、理事の定足数最大29名のうち、15名は各都道府県連盟(ブロック)及び各傘下団体から推薦された理事が就任する旨定められているため、外部理事及び女性理事の選任を求めることが困難であるという事情によるものであった。そのため、当協会では、理事の定員数を最大29名から33名に増加させる旨の定款変更をした上で、選考委員会を選出理事として、外部理事及び女性理事を選出し、本年度の役員改選によって、外部理事18%(6名)、女性理事27%(9名)に増員した。 (イ) 過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者を外部理事に分類している(協会内規4条6項) (ウ) 役員候補者選考委員会規程第8条第3項において、候補者委員会の選考する理事については、外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を達成するよう務めることを定めている。	「協会内規」 「役員候補者選考委員会規程」 「理事・監事名簿」 「評議員名簿」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）、（2）について】 (ア) 現状、外部評議員の割合が約12%（3名）、女性評議員の割合が8%（2名）である。 (イ) 過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者を外部評議員として分類している（協会内規3条4項）。 (ウ) 割合が低い要因としては、上記理事と同様に、評議員の定足数最大25名のうち、18名は各都道府県連盟（ブロック）及び各傘下団体から推薦された評議員が就任する旨定められているため、外部評議員及び女性評議員の選任を求めることが困難であるという事情による。次の評議員改選期に向けて、評議員の定員数を増加させることで、外部評議員及び女性評議員の比率を増加させることを検討している。	「協会内規」 「役員候補者選考委員会規程」 「理事・監事名簿」 「評議員名簿」
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	○アスリート委員会規程を改定し、年1回以上の定期開催、アスリート委員会から理事会等に対して答申又は報告を行う定めを設けている。 ○アスリート委員会を必要に応じ開催し、うち当委員会からの要望で天皇杯(2022年12月)、明治杯(2023年6月)の選手向けファミリーチケット導入が実現した。	「アスリート委員会規程」
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 (ア) 現状、33名の理事により理事会を構成している。 (イ) JWF内には、加盟団体として各都道府県協会のほか8団体が存在する。 (エ) 各都道府県協会については7つに分けた各ブロックから理事1名を、加盟団体については各1名づつを選出し、円滑な連携ができるよう構成している。 (オ) その他、少なくとも学識経験者を含む外部理事を3名、選考委員会推薦理事を6～11名置くこととしており、協会加盟団体間の各調整を公平・公正に行えるよう努めている。 (カ) 以上の観点から、33名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。	「協会内規」 「理事・監事名簿」 「評議員名簿」
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 役員定年制に関し、理事は就任時70歳未満でなければならない旨定めている（協会内規4条4項）。	「協会内規」
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）について】 理事は、在任期間が10年を超えないよう、原則として5期（1期2年）を超えて在任できないこととしている（協会内規4条5項）。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	「協会内規」 「理事・監事名簿」 「評議員名簿」 「理事監事在籍年数資料」 「役員候補者選考委員会規程」 「候補者選考委員会名簿」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 (ア) 役員候補者の選定に、役員候補者選考委員会を設置している。 (イ) 役員候補者選考委員会は、候補者の選出方法とその過程について、理事会その他の機関の関与を受けず、独立して決定できる制度設計としている。 (ウ) 現行の役員候補者選考委員の構成は、弁護士1名、医師1名、会社役員1名、他競技経験者1名、当協会事務局長（当時）であり、うち1名が女性である。	「役員候補者選考委員会規程」 「候補者選考委員会名簿」
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 役職員及び登録者等については、倫理規程第3条ないし第6条に「法令等の順守」、「遵守事項」、「私的利益の禁止」、「利益相反の防止及び開示」の規程を設け、法令及び関連する諸規程を遵守すること、社会規範に違反しないこと、私的利益を図ってはならないこと、その他不適切な行為を行わないことを定めており、違反者に対する処分等についても第13条以下にて定めている。	「倫理規程」
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 定款をはじめ、各種規程を整備している。	「定款」 「協会内規」 「加盟団体規程」 「評議員会運営規則」 「理事会運営規程」 「役員等職権規程」 「会計処理規程」
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 業務に関する各種規程等を整備している。	「協会内規」 「個人情報保護方針」 「情報公開規程」 「特定個人情報取扱規程」 「公益通報者保護規程」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 役職員の報酬等に関する各種規程等を整備している。	「役員等報酬規程」 「費用弁償規程」 「役員等退職手当支給規程」 「旅費支給規程」
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 定款第4章（第6条～第9条）において、資産・会計について定めているほか、各種規程を整備している。	「定款」 「会計処理規程」 「資金運用規程」 「寄附金取扱規程」 「謝金等基準」 「特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 (ア) 協会内規第13条において、会員からの登録料の徴収に関して定めている。 (イ) 中長期基本計画に沿い、事業収益の増加促進、レスリング競技関連事業の実施、その他安定した経営基盤の確立に向けた規程の整備を実施している。	「協会内規」 「中長期基本計画」
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 強化指定選手及び代表選手選考規程（以下「選考規程」という。）を設け、同規程8条ないし9条において、毎年代表選手選考基準案を策定し理事会の承認を受けることを定めている。 【審査基準（2）について】 選手から選考結果について説明を求められた場合等において、当該選手に対し代選考の経緯を個別に説明することを定めている（選考規程12条）。また、代表選手選考結果に関する不服申し立てには、日本スポーツ仲裁機構の規程に従い選手の権利保護を図っている(選考規程第13条)。 【審査基準（3）について】 選手選考基準は、強化委員会において原案を作成し、強化本部長の承認を経て理事会に諮る仕組みとなっている。またこの承認権者である強化本部長は、外部有識者を少なくとも2名含む指導者選考委員会により選考されている。	「強化指定選手及び代表選手選考規程」 「指導者選考委員会規程」
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 (ア) 審判員の審査・認定には、審判委員会規程及び審判委員会細則を設けている。 (イ) 公認審判員の等級及び資格要件については、一定以上の審判技術及びルールに精通したものを審判員として認定する制度を確立している(審判委員会規程第15条)。 (ウ) これにより審判員の公平かつ合理的な選考が行われる仕組みとなっている。	「審判委員会規定」 「審判委員会細則」
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準（1）について】 (ア) 弁護士、会計士と顧問契約を締結し、業務遂行上懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 【審査基準（2）について】 (イ) コンプライアンス研修をオンラインにて実施する予定である。	「顧問契約書_弁護士」 「業務委託契約書 会計」
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	○倫理委員会規程に基づき倫理委員会の設置及び運営について規程し、同規程に基づき倫理委員会を設置している。また、利益相反規程第4条以下においてに利益相反委員会の設置及び運営について規定し、同規程に基づき利益相反委員会を設置している。 ○利益相反ポリシーを制定し、同ポリシーに従った利益相反規程を整備している。また、利益相反規程第4条以下においてに利益相反委員会の設置及び運営について規定し、理事・監事その他協会関係者が行う取引について、利益相反委員会が審議し判断を示すことができる仕組みを確立している。 ○現状、倫理委員会のメンバーに女性委員は含まれていないが、今後、新たに女性委員を含めた委員会	「利益相反ポリシー」 「利益相反規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	○倫理委員会規程第4条及び利益相反規程第6条において、利益相反委員会の構成員に外部有識者を配置することができる仕組みを確立し、倫理委員兼利益相反委員として外部の弁護士を選任している。	「利益相反規程」
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 (ア) 倫理規程第11条及び第12条において、役職員の倫理研修義務を規程している。 (イ) コンプライアンス研修をオンラインにて実施する予定である。	「倫理規程」
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 (ア) 指導者に対して、倫理研修の実施を規程で定めている(倫理規程第11条及び第12条第2項)。 (イ) 選手には、本年強化合宿の際にアンチドーピング研修を実施した。 (ウ) コンプライアンス研修をオンラインにて実施する予定である。	「倫理規程」 「中長期基本計画」
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 コンプライアンス研修をオンラインにて実施する予定である。	—
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	○税務・会計においては、税理士・会計士それぞれに期中のチェックを依頼し、アドバイスをもらっている。 日常事に不明点があれば、電話・メール等で対応可能な体制となっているが、今までのチェック体制としては現時点で内容不十分なところもあるため、今後、会計士・税理士との連携を密にし、体制を更に構築していく予定である	—
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	○会計原則を順守するため、財務・経理に関する規程を整備しているが、インボイス等で複雑化する会計処理に対し、今後会計処理を適切に処理できるようマニュアル化していく予定である。 ○監事を配置し、業務運営に関する監査を受けている。	—
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)】 (ア) 国や助成元における要領等の定めに従い、適切に処理している。 (イ) 補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている(倫理規程第4条第5項)。 (ウ) 令和2年に発生した不正会計問題をうけ、事務局員1名を国庫補助金等の取扱担当者を選任し、関係各所からの指導を受け、ガイドライン等を遵守するよう引き続き努めている。	「倫理規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 (ア) 法定備置書類については、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 (イ) 各種規程、及び各種決算報告をホームページ上で公開している。	「令和4年度 事業計画書」 「令和4年度 収支予算」 「令和3年度 収支報告書」 「令和3年度 事業報告書」
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 選手選出基準をホームページ上で公開している	「2024パリオリンピック代表選考方法」 「2024 年度各選手権大会代表選考について」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 (ア) 利益相反ポリシー及び利益相反規程についてホームページ上で公開している。 (イ) ガバナンスコードの自己説明について、ホームページ上で公開している。	「利益相反ポリシー」 「利益相反規程」
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 重要な契約に関しては、顧問弁護士に相談のうえ、法的観点から助言を受けたうえで、締結を行う運用を実施している。 【審査基準（2）について】 私的利益をを図ることを禁止している(倫理規程第5条)。 利益相反管理委員会を設置し、取引の審議制度についての規程を設けた。	「顧問契約書_弁護士」 「倫理規程」 「利益相反ポリシー」 「利益相反規程」
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 利益相反ポリシーを作成している。	「利益相反ポリシー」
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 公益通報窓口の設置を説明する文書を関係者に配布済みである。またホームページ上での情報提供を行っている。 通報対象は、法令違反行為及び倫理規程第4条各号に定める行為（各種ハラスメントのほか、ドーピング、不正経理、その他協会の名誉と信用を著しく害する行為を広く含む。）としている。 【審査基準（2）について】 公益通報者の個人情報保護（通報内容の秘匿を含む）に関する定めを置いている(公益通報者保護規程第16条)。 【審査基準（3）について】 同上。 【審査基準（4）について】 公益通報の利用を理由とする不利益な取扱いを禁止している(公益通報者保護規程第15条)。 【審査基準（5）について】 コンプライアンス研修をオンラインにて実施する予定である。	「公益通報窓口の設置について」 「公益通報者保護規程」 「倫理規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 弁護士資格を持つ法律専門家を公益通報の外部窓口としている。	「公益通報者保護規程」
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（3）について】 処分対象者には、弁明の機会が付与される旨を定めている(倫理規程第13条第3項)。 【審査基準（4）について】 処分対象者に対する処分内容の書面による通知が義務付けられている(倫理規程第16条2項)。また、不服申し立ての手続について、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁判断を求めることができる旨定められている(倫理規程第17条)。	「倫理規程」
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 倫理委員会は、JWFの理事、監事、外部選出評議員（弁護士資格者）等で構成され、一定の専門性・中立性を保っている。	「倫理委員会名簿」
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）について】 (ア) 懲戒処分に対する不服申し立てについては、一般財団法人スポーツ仲裁機構に対して行うものと規程している(倫理規程第17条)。 【審査基準（2）について】 (イ) 強化指定選手選考の結果または代表選手選考結果に関する不服申立は日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従って解決される旨を規程している(強化指定選手及び代表選手選考規程第13条)。 【審査基準（3）について】 いずれの規程においても期間制限は設けていない。	「倫理規程」 「強化指定選手及び代表選手選考規程」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 ホームページ上で倫理規程、強化指定選手及び代表選手選考規程を公開し、スポーツ仲裁が利用可能であることを公開している。また今後処分時には、処分対象者に対して書面による個別の通知を徹底していく。	「倫理規程」 「強化指定選手及び代表選手選考規程」
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	○協会リスク管理規程において、協会に対する物理的、経済的並びに信用状のリスクに対する対処方針を定めている。 ○協会リスク管理規定第6条において、緊急事態時の対応の基本方針を定め、もって一連の流れを規定している。今後、規定の改定等充実化を図る。 ○協会リスク管理規程第8条において、緊急事態発生時又は緊急事態の発生が予想される場合に危機管理委員会を設置することができる旨定めている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	○過去に不祥事が発生した事例においては、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について、監督官庁の助言・指導を受けながら外部専門家を含めた調査委員会を組成し、各案件ごとに対応している。 なお、令和4年度においては、事実調査・原因究明等を要する不祥事案は発生しておらず、前年度において自己説明・公表にて開示した対応報告書等に追加して提出する書類は存しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。	「第三者委員会名簿」
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 （ア）加盟団体の義務を明記するとともに、義務違反が発生した場合の処分について規程している(加盟団体規程第3条、第6条)。 （イ）JWFに対して、加盟団体が年度事業計画及び収支予算書、又は年度事業報告及び決算報告書を必要に応じて届け出ることとしている(加盟団体規程第4条)。 【審査基準（2）、（3）について】 （ウ）地方組織の役職員向けにコンプライアンス研修をオンラインで実施していく方向である	「加盟団体規程」
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 （ア）理事の選任に関して、各ブロックから1名の理事を選出するものとし、理事会を通じて、地方組織等の運営者に対する情報提供を実施している。また、ホームページや事務局から、地方組織運営者に対する情報提供も併せて行っている。 （イ）今後、加盟団体を対象にコンプライアンス研修をオンラインで実施していく方向である	「協会内規」